

1. 令和4年度 雇用保険料率の段階的な引き上げ

3月30日に雇用保険料の引き上げを柱とする改正雇用保険法参院本会議で可決、成立しました。現在、賃金の0.9%を労使で負担する保険料率が段階的に引き上げられます。表のように令和4年4月～9月は0.95%、令和4年10月～令和5年3月は1.35%となります。労働者が負担する保険料は10月に、会社負担については4月と10月の2段階で引き上げられます。

月収30万円の労働者の場合、9月までは月900円の負担ですが、10月からは1,500円の負担となり、月600円の負担増となります。

今回の法改正は、新型コロナウイルスの感染拡大により、休業手当の一部を企業に助成する雇用調整助成金の支給額が急増して財政がひっ迫したための措置となっています。雇用調整助成金の支給額は3月末時点で、5兆円を超えています。雇用保険料率を上げて財源を補うこととなります。

令和4年度の労働保険年度更新では、令和4年度の概算保険料と令和3年度の確定保険料を申告・納付しますが、令和4年度の概算保険料(雇用保険分)については、令和4年4月から同9月までの概算保険料額と、令和4年10月から令和5年3月までの概算保険料額を賃金集計表などにおいて計算し、その合計額を令和4年度の概算保険料(雇用保険分)として期間中に、金融機関・郵便局又は都道府県労働局へ申告・納付することとなります。

令和4年3月まで

①労働者負担	②会社負担	①+②雇用保険料率
0.3%	0.6%	0.9%

令和4年4月～令和4年9月

①労働者負担	②会社負担	①+②雇用保険料率
0.3%	0.65%	0.95%

令和4年10月～令和5年3月

①労働者負担	②会社負担	①+②雇用保険料率
0.5%	0.85%	1.35%

2. 年金制度の変更 ～年金制度改正法(令和2年法律第40号)等の施行 R4年度からの施行～

年金制度改正法の施行により、4月より年金制度が一部改正されます。今年度からの主な変更6点をご案内いたします

- ①繰下げ上限年齢引上げ:老齢年金の繰下げ年齢の上限が75歳に引き上げられます(現在の上限は70歳)。また、65歳に達した日後に受給権を取得した場合についても、繰下げの上限が10年に引き上げられます(現在は5年)。
- ②繰上げ受給の減額率の見直し:年金の繰上げ受給の減額率が、1月あたり0.4%に変更されます(現在は0.5%)。
- ③在職老齢年金制度の見直し:60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止にならない範囲が拡大されます(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準が28万円から47万円に緩和。65歳以上の在職老齢年金と同じ基準になります)。
- ④加給年金の支給停止規定の見直し:加給年金の加算対象となる配偶者が、被保険者期間が20年(中高年齢者等の特例に該当する方を含む)以上ある老齢、退職を支給事由とする年金の受給権を有する場合、その支給の有無にかかわらず加給年金が支給停止となります(経過措置あり)。
- ⑤在職定時改定の導入:現在は、老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者となった場合、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時(退職時・70歳到達時)にのみ年金額が改定されますが、在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者について、年金額が毎年1回定時に改定が行われるようになります。
- ⑥国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え:国民年金または被用者年金制度に初めて加入する方には、手帳ではなく「基礎年金番号通知書」が発行されます。既に手帳をお持ちの方には「基礎年金番号通知書」は発行されません。

● 編集後記 ●

4月上旬、新しいスキーブーツを買ったので、約7年ぶりに新潟に春スキーに行きました。今シーズンは雪が多かったせいか、4月に入っても多くのコースがまだ開いており、多くのスキーヤー、スノーボーダーでにぎわっていました。街の喧噪に比べスキー場は三密にはならず、みんなオープンな空の下で快適に楽しむことができました。マスクもUV対策も兼ねていました。(秋山)



あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録NO.13050514)
 三鷹市下連雀3-38-4
 三鷹産業プラザ307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部
 ムバー): 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山